

文化・エンターテインメント施設開放事業 よくある質問
(施設運営者向け)

No.	内容	ページ
1	施設は実行委員会から支援金がもらえるのか。	1
2	この事業の目的は何か。	1
3	施設の認定申請は誰が行うのか。施設が好きなアーティストを選べるのか。	1
4	開放される日数の上限はあるのか。	1
5	どういった施設が認定の対象となるのか。	1
6	市内の施設であるが、運営者の所在地は市外である。認定の対象となるのか。	1
7	公演等の開催実績は、いつ開催したものでも問題ないか。	1
8	展示系施設における展示・販売の貸出実績とはどのようなものか。	1
9	施設利用料等についてホームページへ掲載していない場合はどうすればよいのか。	1
10	「会場借上料の支払限度額の範囲内で、借上対象経費に係る設備又はサービス等を提供する施設」とはどういったものか。	2
11	会場借上料の対象経費はどのようなものか。	2
12	「施設がサービスとして提供するスタッフ等の人件費」とはどういったものか。	2
13	舞台監督人件費が15万円かかるようだが利用していいのか。	2
14	新型コロナウイルス感染症感染防止対策経費や舞台監督等の利用調整に係る人件費、ピアノ調律等の役務費はどのように請求すればいいのか。	2
15	利用料金表に定めがないものは対象外なのか。	2
16	会場借上料の対象経費以外の経費については、施設利用者へ請求しても問題ないか。	2
17	会場借上料はいつ支払われるのか。	3
18	会場借上料の見積金額が上限額（50万円）を超える場合はどうなるのか。	3
19	会場借上料は誰が誰に請求するのか。	3
20	会場借上料の対象経費について、施設利用者が一旦費用を負担しても問題ないか。	3
21	会場借上料の対象経費の合計が60万円の場合、上限50万円との差額の10万円を施設利用者に請求することはできるのか。	3
22	公演等の際に飲食を提供しても問題はないのか。	3
23	複数の施設を運営している場合でも、申請は1回限りとなるのか。	3
24	会場使用料だけでも50万円を超えるが、申請できないのか。	3
25	複数の利用希望者から応募があった場合はどうなるのか。	3
26	「開放施設認定申請にあたってのチェックリスト」は提出する必要があるか。	3
27	支払予定金額の決定後、施設利用内容等に変更があった場合、支払予定金額の増額はできるのか。	4
28	令和3年実施の同事業にて既に申請し認定を受けたが再度申請が必要か。	4
29	どういった場合に認定が取り消しになるのか。	4
30	第2期における変更点は何か。	4

Q1 施設は実行委員会から支援金がもらえるのか。

利用があれば、実行委員会が施設を借り上げた対価として、会場借上料をお支払いします。

Q2 この事業の目的は何か。

本事業は、福岡市内の公演系施設（ライブハウス、劇場、ホール、貸しスタジオ、サロンなど）や展示系施設（ギャラリーなど）を実行委員会が借り上げ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により公演等の活動自粛を余儀なくされた文化・エンターテインメント分野のアーティストに開放することで、その活動継続を支援するとともに、関連事業者の経済活動を支援することを目的としています。

Q3 施設の認定申請は誰が行うのか。施設が好きなアーティストを選べるのか。

施設の認定申請は、施設の運営者に行っていただきます。

施設利用者は、実行委員会が決定してお知らせします。

Q4 開放される日数の上限はあるのか。

開放される期間については、公演系施設については 1 日、展示系施設については 7 日以内の連続する期間を施設及び施設利用者にて調整のうえ、実行委員会が決定します。1 施設あたり 2 回まで利用決定します。

Q5 どういった施設が認定の対象となるのか。

ライブハウス、劇場、貸しスタジオ、ホール、サロン、ギャラリーなど、広く市民に有償の公演や展示を行う会場として認知されている市内の公立及び民間立の施設を想定しております。

その他の要件など詳しくは開放施設募集要項をご参照ください。

Q6 市内の施設であるが、運営者の所在地は市外である。認定の対象となるのか。

運営者の所在地が市外であっても、施設が認定要件を満たす場合は対象となります。

Q7 公演等の開催実績は、いつ開催したものでも問題ないか。

現在も営業していれば、問題ありません。

Q8 展示系施設における展示・販売の貸出実績とはどのようなものか。

入場料・観覧料等を徴収する個展等の実績を想定しております。なお、ギャラリーについては、絵画等アート作品の販売も実績として認めます。

Q9 施設利用料等についてホームページへ掲載していない場合はどうすればよいのか。

施設で実際に使用している利用料金表の写しを提出していただく必要があります。

Q10 「会場借上料の支払限度額の範囲内で、借上対象経費に係る設備又はサービス等を提供する施設」とはどういったものか。

例として、実際の会場借上料の対象経費の合計額が 60 万円であっても、50 万円で提供していただくことに同意いただける施設になります。

Q11 会場借上料の対象経費はどのようなものか。

本事業では、以下の経費が会場借上料の対象経費になります。

- ・施設使用料
- ・施設の付帯設備、機器及び備品使用料
- ・施設がサービスとして提供するテクニカルスタッフ等の人件費
- ・公演等の実施に必要な新型コロナウイルス感染症感染防止対策経費
- ・舞台監督等の利用調整に係る人件費
- ・ピアノ調律等の役務費（舞台設営等の委託料は除く。）

Q12 「施設がサービスとして提供するスタッフ等の人件費」とはどういったものか。

チケットもぎりや PA オペレーターなど、利用料金表に定められているスタッフ人件費になります。

Q13 舞台監督人件費が 15 万円かかるようだが利用していいのか。

会場借上料の対象経費ではありますが、舞台監督人件費等の合計が施設使用料等の合計を超える場合は、当該超える額は借上対象経費から除外します。

Q14 新型コロナウイルス感染症感染防止対策経費や舞台監督等の利用調整に係る人件費、ピアノ調律等の役務費はどのように請求すればいいのか。

施設利用者と協議の上、施設運営者が実行委員会に請求してください。

Q15 利用料金表に定めがないものは対象外なのか。

利用料金表に定めがないものは対象外になりますが、新型コロナウイルス感染症感染防止対策経費や舞台監督等の利用調整に係る人件費、ピアノ調律等の役務費などは見積書に見積りいただくことで、対象経費となります。（これらについて外注する場合は受注者により作成された見積書等についても追加で提出が必要となります。）

Q16 会場借上料の対象経費以外の経費については、施設利用者へ請求しても問題ないか。

借上対象経費以外の経費については、施設利用者へ請求しても問題ありません。

施設利用者の決定後、施設利用者との調整を行ってください。

Q17 会場借上料はいつ支払われるのか。

施設利用者による公演等が実施され、施設利用者から実績報告がなされた後になります。

Q18 会場借上料の見積金額が上限額（50 万円）を超える場合はどうなるのか。

50 万円を超える見積りはできません。

また、50 万円を超えた部分について、施設利用者に請求することもできません。

50 万円の範囲内でお見積りください。

Q19 会場借上料は誰が誰に請求するのか。

施設運営者が実行委員会に対して請求していただきます。

Q20 会場借上料の対象経費について、施設利用者が一旦費用を負担しても問題ないか。

会場借上料の対象経費について、施設利用者が費用を負担する制度にはなっていません。

会場借上料の対象経費は、全て（※一部公共施設を除く）施設運営者が実行委員会に対して請求していただきます。

Q21 会場借上料の対象経費の合計が 60 万円の場合、上限 50 万円との差額の 10 万円を施設利用者に請求することはできるのか。

会場借上料の対象経費については、税込 50 万円を超える場合でも施設利用者に請求できません。

Q22 公演等の際に飲食を提供しても問題はないのか。

必要な免許等があれば問題ありません。ただし、新型コロナウイルス感染症感染防止対策など国や福岡県及び福岡市の方針・要請等は遵守していただく必要があります。

Q23 複数の施設を運営している場合でも、申請は 1 回限りとなるのか。

施設ごとの申請になります。複数の施設を運営している場合は、それぞれの施設で申請が可能です。（利用回数は各施設 2 回までとなります。）

Q24 会場使用料だけでも 50 万円を超えるが、申請できないのか。

申請は可能です。ただし、会場借上料の対象経費については税込 50 万円以内で提供してもらうことになります。

Q25 複数の利用希望者から応募があった場合はどうなるのか。

事務局が抽選により施設利用者を決定します。（各施設 2 回まで利用決定します。）

Q26 「開放施設認定申請にあたってのチェックリスト」は提出する必要があるか。

提出の必要はありませんが、申請される際はチェックリストでの確認をお願いします。

Q27 支払予定金額の決定後、施設利用内容等に変更があった場合、支払予定金額の増額はできるのか。

支払予定金額の増額はできません。

Q28 令和 3 年実施の同事業にて既に申請し認定を受けたが再度申請が必要か。

前回実施分において認定を受けた施設についても、第 2 期において開放施設となることを希望される場合は、再度申請が必要となります。

Q29 どういった場合に支援決定が取り消しになるのか。

本事業の実施要綱等を遵守されていない場合等は取り消す可能性があります。例えば、感染症感染防止対策の実施状況について現地確認を行い、国や福岡県及び福岡市の要請等を遵守しておらず公演等がきっかけで感染症が拡大するなど、感染防止対策が適切に行われていないことが判明した場合は、支援決定を取り消す場合があります。

Q30 第 2 期における変更点は何か。

1 施設あたり 2 回まで利用決定を行う点、公演等の実施期間が約 6 か月と長くなっている点、事前に開放日の指定をせず施設利用者決定後に施設と施設利用者にて調整のうえ日付を決定できる点等を変更しています。詳細については実施要綱及び募集要項をご参照ください。